ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第百六十五号で指定した同号二十七に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県上野原市桐原

字東　一〇〇一五番　十七号及び十八号
　　一〇〇一〇番　十九号
字白山　九六三一番　二十号から二十四号まで
　　九六二九番　二十五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

糠蒔沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県都留市鹿留

字梅木平　三一二三番一　一号、二号、十八号及び十九号
　　三一一六番　十七号
字糠蒔沢　三一八八番　三号及び十六号
　　三一八二番内一　四号
　　三一七七番二　五号
　　三一七八番　六号
　　三一七三番　七号
　　三一六七番　八号
　　三一六五番　九号
　　三一三八番　十号
　　三一二五番　十一号
　　三一二四番一　十二号
　　三一九一番　十三号及び十五号
　　三一九〇番　十四号

○国土交通省告示第九百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩垣内谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高川町大字坂野川

字庵ノ谷　二五六番　一号
　　二五二番一　二号
　　二四九番　三号
字岩垣内　六三七番　四号から十二号まで
　　三五一番　十三号
　　三五〇番　十四号及び十五号
　　三四八番　十六号
　　三四三番四　十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水口川（芝原川）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千七十号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松

字大正寺　二一九九番　一号
　　二一八一番二　二号及び三号
字壇城　二一三七番一七　四号
　　二一三七番一八　五号
字尻無　二二〇八番一　六号
　　二二一七番四　七号
　　二二三一番一　八号及び九号

○国土交通省告示第九百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北産土小学校沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道天塩郡天塩町

字ウブシ　五六四一番一　一号から五号まで

○国土交通省告示第九百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県津市美杉町八知

字広林　五六二七番二　一号
　　五六三五番　二号及び三号
　　五六三九番　四号及び五号
　　五六二四番一　六号
字佐田　五六五一番二　七号及び八号
　　五六五二番二　九号
　　五六五三番一　十号
字高畑　五六七〇番　十一号
　　五六七七番一　十二号
　　五六八三番一　十三号
　　五六九一番　十四号
　　五六九四番　十五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に在する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第四百二十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

三重県尾鷲市桂ケ丘

一三五四番二地先河川敷　一号
一三五四番二　二号
一三六二番　三号
一九一二番八三地先道路敷　四号
一九〇〇番一地先道路敷　五号
一三六五番五　六号
一三六五番一　七号
四一六二番地先河川敷　八号
四一六五番地先河川敷　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桑谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県熊野市五郷町寺谷

字桑谷　一三九五番　一号、二号及び十四号
　　一四一一番　三号
　　一四一二番　四号
　　一四一六番　五号及び六号
　　一四三五番　七号及び八号
　　一四三六番　九号
　　一四三七番　十号
　　一四三九番　十一号及び十二号
　　一四四〇番　十三号

○国土交通省告示第九百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下赤石川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県豊岡市赤石

字三ツ家谷　四二五番
　　四三二番から四三七番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

兵庫県豊岡市赤石

字三ツ家谷　四三八番　一号から五号まで及び十八号
　　四二六番　六号から八号まで
　　四三一番二　九号から十七号まで